

証券コード 6307
2026年6月4日

株 主 各 位

大阪市淀川区西宮原一丁目6番2号
サンセイ株式会社
代表取締役社長 小 嶋 敦

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://sansei-group.co.jp/pages/35>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主総会招集ご通知」をご選択のうえ、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6307/teiji/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サンセイ」または「コード」に当社証券コード「6307」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使について」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区西宮原一丁目3番35号
大阪ガーデンパレス2階 桐の間
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第71期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第71期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時

インターネットで議決権を行使される場合



議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。
詳細は次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後6時入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後6時到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使について

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

② 議決権行使用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

フリーダイヤル 0120-173-027 (9:00~21:00、通話料無料)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用・所得環境の改善により緩やかな回復が続いたものの、さらなる資源価格等の上昇、ならびに中東をはじめとする不安定な国際情勢の長期化への懸念等により、景気の先行きは不透明な状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度における事業の概況につきまして申しあげます。

受注高につきましては、 Gondola・舞台部門は、受注の増加により、49億8千7百万円と前期に比べ27.5%の増加となりました。

海洋関連部門は、年間を通して好調な受注獲得を達成し、27億3千8百万円と前期に比べ52.5%の増加となり、大幅な受注増を達成いたしました。

以上の結果、当社グループの受注高は、Gondola・舞台部門および海洋関連部門における受注の増加により、77億2千5百万円と前期に比べ35.3%の増加となりました。

次に売上高について申しあげます。ゴンドラ・舞台部門は、好調な受注獲得に加え、順調な受注の消化により、42億8千6百万円と前期に比べ6.1%の増加となりました。

海洋関連部門は、好調な受注獲得に加え、順調な受注の消化により、27億5千万円と前期に比べ58.0%の増加となりました。

その他の事業区分は、1千3百万円となりました。（前期は売上高の計上なし）

以上の結果、当社グループの売上高は、海洋関連部門の増加に伴い、70億4千9百万円と前期に比べ21.9%の増加となりました。

利益面につきましては、営業利益は10億4千5百万円と前期に比べ129.9%の増益となり、経常利益は10億4千3百万円と前期に比べ129.3%の増益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は7億6千9百万円と前期に比べ122.3%の増益となりました。

事業別の受注高および売上高は次のとおりであります。

(単位：千円)

事業区分	受注高	売上高
ゴンドラ・舞台部門	4,987,338	4,286,021
海洋関連部門	2,738,086	2,750,586
その他	—	13,329
合計	7,725,425	7,049,936

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資のうち、その主なものは、下関工場（海洋関連部門）クレーン設備（418百万円）の更新（継続中）であります。

③ 資金調達の状況

当社は機動的かつ安定した運転資金の調達を行うため、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする計3行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末において、当該契約に基づく借入れは実行しておりません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第68期 (2023年3月期)	第69期 (2024年3月期)	第70期 (2025年3月期)	第71期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
受 注 高 (千円)	5,350,266	5,474,022	5,709,149	7,725,425
売 上 高 (千円)	5,350,025	5,637,362	5,781,584	7,049,936
経 常 利 益 (千円)	465,538	422,040	455,089	1,043,488
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	350,491	326,404	346,003	769,068
1株当たり当期純利益 (円)	45.10	42.00	44.52	98.96
総 資 産 (千円)	6,503,782	6,841,134	6,402,176	7,429,240
純 資 産 (千円)	4,237,744	4,473,978	4,677,342	5,329,822
1株当たり純資産 (円)	545.27	575.67	601.83	685.79

(3) 重要な子会社およびその他の関係会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)サンセイエンタープライズ	10,000千円	100%	当社事業の補完サービス業
サンセイゴンドラレンタルリース(株)	17,250千円	100%	仮設ゴンドラのレンタル
サンセイゴンドラ(株)	18,000千円	100%	仮設ゴンドラのレンタル

②その他の関係会社の状況

株式会社光通信は当社のその他の関係会社であり、当社の議決権を間接所有を含めて25.19%所有しております。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、引き続き内需を中心に緩やかな回復基調が期待されるものの、物価上昇への懸念や、中東情勢の緊迫化に伴う世界経済への影響等により、先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況のなか当社グループは、技術力の継承を目的とした人材の確保と定着、ならびに安全性および稼働継続を優先した設備の更新に取り組み、経営基盤の強化に努めてまいります。

ゴンドラ・舞台部門では、各種設備の更新とともに技術開発に取り組み、主力事業としてさらなる競争力の強化に努めてまいります。

海洋関連部門では、各種設備の更新を行い、安定的な受注獲得を目指してまいります。

株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	主要な製品・事業内容
ゴンドラ・舞台部門	窓拭き用ゴンドラ他類似製品・舞台装置の設計、製造販売、据付、保守修理および仮設ゴンドラのレンタル
海洋関連部門	船舶修理、魚礁・浮体式灯標等の製造販売

(6) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本社	大阪市淀川区
支社	東京（東京都千代田区）
支店	名古屋（名古屋市中村区）
営業所	東北（仙台市青葉区）、広島（広島市中区）、九州（福岡市中央区）
工場	下関（山口県下関市）

② 子会社

(株) サンセイエンタープライズ	山口県下関市
サンセイゴンドラレンタリース(株)	大阪府吹田市
サンセイゴンドラ(株)	東京都調布市

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ゴンドラ・舞台部門	174名	1名減
海洋関連部門	38名	2名減
全社（共通）	16名	—
合計	228名	3名減

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 当連結会計年度より「その他」の産業機械の製造販売を「ゴンドラ・舞台部門」、当社所有不動産の管理を「全社（共通）」に含めて記載しており、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を組み替えて比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
190名	—	41.5歳	13.9年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	150百万円
株式会社みずほ銀行	100
株式会社三井住友銀行	100
日本生命保険相互会社	50
株式会社山口銀行	30

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,987,700株
- ③ 株主数 3,251名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
(株) 光通信	1,518千株	19.54%
小嶋敦	880	11.33
光通信(株)	439	5.65
和田秀樹	338	4.35
サンセイ従業員持株会	173	2.23
石井秀明	172	2.22
小嶋悦子	170	2.19
西村宗一郎	150	1.93
櫻井敏夫	115	1.48
佐藤光昭	110	1.42

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,215,890株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式 (1,215,890株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	小 嶋 敦	
常 務 取 締 役	岸 本 竹 史	執行役員、営業本部長、東京支社長、 ゴンドラ・舞台総括
取 締 役	西 村 直 樹	執行役員、管理本部長、海洋総括
取 締 役	美 藤 直 人	美藤直人公認会計士・税理士事務所代表 監査法人ラットランド社員 (株)コンステックホールディングス監査役
取 締 役	三 宅 有 人	三宅有税理士事務所代表
常 勤 監 査 役	下 茂 稔 郁	
常 勤 監 査 役	河 村 俊 幸	
監 査 役	太 田 晶 久	太田晶久公認会計士・税理士事務所代表 ノーリツ鋼機(株)社外取締役（監査等委員） 監査法人つむぐ社員

- (注) 1. 取締役美藤直人氏および取締役三宅有氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役下茂稔郁氏および監査役太田晶久氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役太田晶久氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役美藤直人氏および取締役三宅有氏ならびに監査役太田晶久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たことに起因する損害賠償は上記保険契約による填補の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および子会社の会社法上の取締役および監査役、ならびに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であり、すべての被保険者は保険料を負担しておりません。

④ 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年4月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、社外取締役及び監査役で構成する諮問会議に諮問し答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、諮問会議からの答申に従っていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

イ.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内で決定し、業務執行取締役は固定報酬である基本報酬および短期インセンティブである業績連動報酬等により構成しております。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で基本報酬のみとしております。

ロ.基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ.業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針
(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、連結業績を基準とした税金等調整前当期純利益を指標とし、指標となる利益に応じた金銭報酬(賞与)を一定の時期に支給することとしております。

二.基本報酬の額または業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討を行っております。取締役会は検討結果に基づく種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率は、概ね基本報酬：業績連動報酬等＝8：2としております(業績連動報酬等が100%支給される場合)。

⑤ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	90,700 (7,200)	73,200 (7,200)	17,500 (-)	-	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	35,400 (19,800)	35,400 (19,800)	- (-)	-	3 (2)
合計 (うち社外役員)	126,100 (27,000)	108,600 (27,000)	17,500 (-)	-	8 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を役員賞与を含め年額300,000千円(そのうち社外取締役分年額20,000千円)以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額を年額40,800千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名です。

3. 業績連動報酬等に係る業績指標は、連結業績を基準とした連結税金等調整前当期純利益（業績連動報酬等控除前）であり、その実績は1,068百万円であります。当該指標を選択した理由は、取締役としての成果及び責任を明確にできる税金の影響をほぼ受けない利益であるためであります。業績連動報酬等の算定方法は以下のとおりであります。
- a. 業績連動報酬等に係る指標は、連結税金等調整前当期純利益（業績連動報酬等控除前）としております。ただし、業績連動報酬等を支給することにより連結税金等調整前当期純利益が350百万円未満となる場合には、業績連動報酬等を支給しないこととしております。
 - b. 業績連動報酬等の支給総額は、業績指標とする利益（百万円未満切捨て）に業績ポイントを乗じた額といたします。業績ポイントは、連結税金等調整前当期純利益（業績連動報酬等控除前）が550百万円以上の場合0.030ポイント、450百万円以上550百万円未満の場合は0.025ポイント、350百万円以上450百万円未満の場合は0.015ポイントとなります。
 - c. 個人別の業績連動報酬等は、業績連動報酬等の支給総額に役位別に定めた役位ポイントを乗じ、役位ポイントの合計で除した額を支給することとしております。
 - d. 業績連動報酬等は、事業年度において6か月以上業務執行取締役を在任した者を支給対象としております。
 - e. 各業務執行取締役に支給する業績連動報酬等の上限額は、それぞれ代表取締役7.5百万円、常務取締役5.5百万円、取締役4.5百万円としております。
 - f. 当社の執行役員（取締役兼務者を除く4名）に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、業務執行取締役に準じて決算賞与を支給することとしており、賞与引当金として150百万円を計上しております。また、業務執行取締役を対象とした業績連動報酬等、執行役員を対象とした賞与引当金に係る法定福利費として100百万円を別途計上しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役美藤直人氏は、美藤直人公認会計士・税理士事務所代表、監査法人ラットランド社員および(株)コンステックホールディングスの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役三宅有氏は、三宅有税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役太田晶久氏は、太田晶久公認会計士・税理士事務所代表、ノーリツ鋼機(株)の社外取締役（監査等委員）および監査法人つむぐ社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	取締役会等における出席状況、発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 美藤直人	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、特に当社の財務状況および事業戦略等について意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、役員報酬等に係る諮問会議の議長として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 三宅有	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、特に当社の財務状況および事業戦略等について意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 下茂稔郁	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明があります。
監査役 太田晶久	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明があります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適当であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会への議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

記載すべき事項はありません。

(4) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役および使用人は会社の経営の基本方針である「当社は1956年の創業以来、ビル用ゴンドラと舞台装置のパイオニアとして多彩な社会ニーズにお応えするため、安全性、高機能、使いやすさに焦点を当てた製品づくりで、より快適な社会の実現を目指しております。それには常に顧客の満足度を志向し、品質向上の継続的改善に努め、積極的に新技術に挑戦することに努めております。」のもと、法令、定款、社会倫理の遵守を全ての行動基準、意思決定基準に率先して実践ならびに啓蒙し、適正な職務執行を行うことを確認しております。

コンプライアンス体制の整備および維持を図るため、コンプライアンス統括事務局を法務担当部署の管理本部総務グループに設けるとともに、各部署にコンプライアンス・リーダーを選出し、法令遵守、規律強化と役職員への意識改革やコンプライアンスに関する教育を進めております。

内部統制管理室を設置するとともに、各部署にコンプライアンス・リーダー兼務の内部統制チェック・リーダーを選出し、各部署の所管する業務の内部統制チェックシートにより、自らの業務の自己点検を行い、業務の効率性と有効性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産保全のバックアップ確認を実施し、そのモニタリングを内部統制管理室で執り行っております。

社内ヘルプラインを確立し、不祥事の防止や万が一の場合において適切な措置を講じるための社内報告体制を構築しております。

監査室は、コンプライアンス統括事務局と連携し、使用人の職務が法令および定款に適合し、かつ合理的、効率的に運営されているかを監査し、その結果を代表取締役ならびに監査役会に報告しております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役会および取締役が出席した諸会議の議事録等は、規程等管理規程ならびに文書管理規程に従って管理本部総務グループで保存管理し、監査役または監査役会が取締役に文書の閲覧を申し出た場合、いつでも供しております。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理の統括はマネジメント・レビューで執り行い、諸会議（営業会議、工事会議、統括部門長会議、生産工程会議、安全衛生委員会）でリスク管理活動を推進しております。

リスク管理活動を推進するため、諸規程（業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程、与信管理規程）の運用状況を確認、評価し継続的改善を図っております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会については取締役会規則が定められ、その適切な運営が確保されており、原則として1ヶ月に1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款の違反行為を未然に防止しております。

管理本部経営企画グループで予算管理を含む、毎期、各部門の担当取締役の利益目標および利益計画に基づき事業計画書を策定し、月次の取締役会において事業計画書に基づき業務執行を検証し確認するとともに、必要があれば事業計画の修正を行います。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

管理本部総務グループを事務局として、四半期毎に開催される子会社合同会議において、各子会社社長は職務の執行に係る事項を当社に報告することとしており、当社の各子会社担当役員は各子会社の取締役会およびその他重要な会議において、月次の報告を受けることとしております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスク管理につきましては、当社のマネジメント・レビューの結果が各子会社に周知徹底され、子会社合同会議および各子会社の定例会議において情報共有化を図ることとしております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役会については、原則として1ヶ月に1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款の違反行為を未然に防止しております。

各子会社社長および当社の各子会社担当役員を中心に予算管理を含む、毎期、利益目標および利益計画に基づき事業計画書を策定し、月次の取締役会において事業計画書に基づき業務執行を検証し確認するとともに、必要があれば事業計画の修正を行います。

二. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役等および使用人は、子会社各社の経営方針やその自主性を尊重しつつ、原則当社の経営の基本方針を踏襲し、法令、定款、社会倫理の遵守を全ての行動基準、意思決定基準に率先して実践ならびに啓蒙し、適正な職務執行を行うことを確認しております。

各子会社において、内部統制チェック・コンプライアンスチェック担当者を選出し、自らの業務の自己点検を実施し、そのモニタリングを当社内部統制管理室で執り行っております。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会の機能充実と監査の実施を円滑にするため、監査役補助者を使用人から兼務で若干名選出できるものとしております。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
専任スタッフではない当該使用人の独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事考課、懲罰等に関しては、監査役会の同意ならびに監査役会と事前協議および監査役会に報告と説明を要することとしております。
また、当該使用人の評価も監査役会と協議を要することとしております。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
監査役または監査役会は、取締役および執行役員の職務の執行に対する監査の一環として独立した立場から、内部統制の整備および運用状況を監視、検証する役割と責任を果たすため、取締役会をはじめ重要な会議に出席するとともに、取締役会事務局、監査室、内部統制管理室からの定期的な報告ならびに当該部署において臨時的に発生した報告すべき事項および監査役または監査役会の求めにより、必要に応じてその都度当該部署からの報告を受けるものとしております。
- ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
監査役または監査役会は、子会社合同会議に出席し、子会社各社の社長より重要事項の報告を受けており、取締役会においては、各子会社の担当役員より重要事項の報告を受けるものとしております。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社および子会社においてヘルプラインを確立し、不祥事の防止や万が一の場合に適切な措置を講じるための報告体制を構築しており、報告者に対して不利な取扱いを行わないこととしております。
- ⑩ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役または監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくこととし、緊急または臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求できることとしております。

- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役または監査役会は、上記の⑩以外に下記の部署より通知と報告を受けるものとしております。
- イ. 管理本部総務グループより、稟議書の回覧と報告、訴訟事象や不祥事の報告、重要会議の開催予定の通知、重要な開示情報の報告を受けるものとしております。
 - ロ. 管理本部経理グループより、月次の経営状況、財務状況の報告、企業グループの会計方針・会計基準およびその変更の通知と報告を受けるものとしております。
 - ハ. 管理本部経営企画グループより、事業計画の推移の報告、与信管理の状況報告を受けるものとしております。
- 二. 品質保証グループより、品質の欠陥に関する事項の報告を受けるものとしております。

⑫ 反社会的勢力との関係を遮断し排除するための体制

当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、コンプライアンス管理規程およびその他社内規程等を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除しております。

反社会的勢力に対する対応を統括する部署を管理本部総務グループとし、社内関係部署および当該に係る外部専門機関との協力体制を整備しております。

取締役および使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、管理本部総務グループを中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する態勢を確立しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社グループのコンプライアンス体制の運用状況

コンプライアンス管理規程を定め、当社グループの取締役および使用人に周知徹底を図っており、管理本部総務グループにおいて適宜教育を実施しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係わる体制の運用状況

当事業年度におきましては、取締役会を12回開催し、相互に業務執行を監督するとともに、社外役員が出席し適法性および適正性を確保しております。

③ 当社グループの業務の適正を確保するための運用状況

当事業年度におきましては、子会社合同会議を4回開催し、当社の執行役員がグループ各社の取締役等の業務執行を監督しております。

④ 当社の監査役の職務の執行に係わる体制の運用状況

当事業年度におきましては、監査役会を12回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する協議ならびに決議を行っております。

また、監査役は取締役会やその他重要な会議に出席し、会計監査人、内部統制管理室および監査室と定期的に会合することで、取締役等の職務執行、内部統制の整備および運用状況を監視しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場しているものとして、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指し、創業以来、ビル用ゴンドラと舞台装置のパイオニアとして多彩な社会ニーズにお応えするため、安全性、高機能、使いやすさに焦点を当てた製品づくりに取組んでおります。それには常に顧客の満足度を志向し、品質向上の継続的改善に努め、積極的に新技術に挑戦することを図っております。

また当社は、不適切な支配の防止のため、2023年6月29日開催の第68回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）の継続導入を付議し、株主の皆様のご承認をいただいております。本プランの特徴は、平時導入の事前警告型であります。

なお、本プランに関しましては、当社ウェブサイト(<https://sansei-group.co.jp/pages/35/>)に詳細を掲載しております。

③ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目指すための施策であり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、上記①の基本方針に沿うものであると考えております。

- (注) 現プランの有効期間は2026年6月25日開催の第71回定時株主総会終結の時までであることから、当社は、2026年5月29日開催の取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を条件に、現プランを一部修正し継続することを決議いたしました。その詳細につきましては、株主総会参考書類の第4号議案「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件」に記載のとおりであります。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,992,786	流動負債	1,356,247
現金及び預金	991,275	買掛金	239,579
受取手形、売掛金及び契約資産	2,844,420	短期借入金	80,000
仕掛品	76,559	1年以内返済予定長期借入金	2,004
原材料及び貯蔵品	27,257	未払法人税等	215,834
その他	54,205	賞与引当金	132,345
貸倒引当金	△932	役員賞与引当金	17,500
固定資産	3,436,453	工事損失引当金	86,311
有形固定資産	2,918,484	その他	582,673
建物及び構築物	344,531	固定負債	743,169
機械装置及び運搬具	72,292	長期借入金	362,819
工具、器具及び備品	76,553	退職給付に係る負債	337,027
土地	1,853,571	その他	43,322
建設仮勘定	571,535	負債合計	2,099,417
その他	0	(純資産の部)	
無形固定資産	36,618	株主資本	5,329,822
借地権	29,780	資本金	890,437
ソフトウェア	6,838	資本剰余金	104,015
投資その他の資産	481,349	利益剰余金	4,753,970
繰延税金資産	106,168	自己株式	△418,600
保険積立金	263,029	純資産合計	5,329,822
その他	112,152	負債・純資産合計	7,429,240
資産合計	7,429,240		

(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		7,049,936
売 上 原 価		5,001,064
売 上 総 利 益		2,048,871
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,002,987
営 業 利 益		1,045,884
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	632	
受 取 補 償 金	2,500	
そ の 他	2,856	5,988
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,605	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	1,497	
そ の 他	281	8,384
経 常 利 益		1,043,488
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	9,570	9,570
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,033,917
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	258,056	
法 人 税 等 調 整 額	6,792	264,849
当 期 純 利 益		769,068
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		769,068

(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
2025年4月1日残高	890,437	104,015	4,101,478	△418,589	4,677,342	4,677,342
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△116,577		△116,577	△116,577
親会社株主に帰属する 当期純利益			769,068		769,068	769,068
自己株式の取得				△10	△10	△10
連結会計年度中の変動額合計	-	-	652,491	△10	652,480	652,480
2026年3月31日残高	890,437	104,015	4,753,970	△418,600	5,329,822	5,329,822

(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数 3社
(株)サンセイエンタープライズ、サンセイゴンドラ(株)、サンセイゴンドラレンタリース(株)
2. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
仕掛品 個別法
原材料及び貯蔵品 主として移動平均法
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	15～45年
機械装置及び運搬具	9～10年
工具、器具及び備品	6～15年
 - ② 無形固定資産
定額法
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち支給対象期間に基づく当連結会計年度対応分を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
 - ④ 工事損失引当金
工事契約の損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。当社及び連結子会社は、主たる事業内容として、ゴンドラ・舞台として窓拭き用ゴンドラ他類似製品・舞台装置の設計、製造販売、据付及び納入製品の保守修理並びに仮設ゴンドラのレンタルを、海洋関連として船舶修理、これに伴う船員宿泊施設の運営並びに魚礁・浮体式灯標等の製作を行っております。また、その他の事業内容としては、産業機械の製造販売等を行っております。

① ゴンドラ・舞台

窓拭き用ゴンドラ他類似製品・舞台装置の設計、製造販売及び据付は、契約ごとに仕様が異なる個別受注生産を行っており、契約における義務の履行が完了した部分について別の用途に転用できない資産が生じ、かつ対価を受ける権利を有していると判断しております。履行義務は製造の進捗に伴って充足されるため、見積総原価に対して実際に発生した原価の割合（インプット法）で算出した進捗率に応じて収益を計上しております。

設備保守点検業務は、設備ごとに契約を締結しており、点検を実施する度に顧客は便益を受けることから、設備保守点検が実施されるごとに一時点で充足されるものとして収益を計上しております。

設備修理業務は、当社が納入した設備に対する保守を目的とした修理工事であり、契約における義務の履行に伴い顧客が当該資産を支配すると判断しております。履行義務は修理工事の進捗に伴って充足されるため、見積総原価に対して実際に発生した原価の割合（インプット法）で算出した進捗率に応じて収益を計上しております。ただし、工事開始日から、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が、ごく短い修理工事は、完全に履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

ゴンドラ仮設業務は、ビル建設やリニューアル工事等の作業現場で仮設ゴンドラ設備の提供を行っており、契約における義務の履行につれて顧客は便益を受けると判断しております。この履行義務は進捗に伴って充足されるものであり、当該契約期間に応じて収益を計上しております。

いずれも取引の対価は、主として履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

② 海洋関連

船舶修理業務は、顧客が保有する船舶に対する修理であり、契約における義務の履行に伴い顧客が当該資産を支配すると判断しております。履行義務は船舶修理の進捗に伴って充足されるものであり、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は見積総原価に対して実際に発生した原価の割合（インプット法）で算出した進捗率に応じて収益を計上しております。ただし、取引開始日から、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が、ごく短い船舶修理業務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

取引の対価は、主として履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取補償金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「営業外収益」の「受取補償金」（前連結会計年度500千円）として表示しております。

前連結会計年度において区分掲記して表示しておりました「営業外収益」の「固定資産売却益」（当連結会計年度149千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「コミットメントフィー」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「営業外費用」の「コミットメントフィー」（前連結会計年度1,460千円）として表示しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、工事契約における損失の見積りであります。

工事損失引当金 86,311千円

工事損失引当金は、当連結会計年度末における未完成工事契約に対し、契約毎に受注残高と工事完成までの見積総原価を基に算定した損失見込額により認識しております。見積総原価は、材料費や作業工程で見込まれる費用の積算を基に算定しており、状況の変化を適切に反映させるため、継続的に見直しを行っております。また、当該見積りには、契約金額が多額となる案件や新たな設計、契約途中での仕様変更等による不確実性を伴う契約が含まれており、翌連結会計年度の連結計算書類において、実際に発生した費用が見積りと異なることとなる場合には工事損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産
建物及び構築物 109,393千円
土地 1,674,458千円

計 1,783,852千円
担保に係る債務
長期借入金 250,000千円

計 250,000千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,769,134千円
3. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産
電子記録債権 262,877千円
売掛金 2,059,003千円
契約資産 522,540千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 8,987千株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額等
2025年6月27日開催の第70回定時株主総会において、次のとおり決議しております。
 - ① 配当金の総額 116,577千円
 - ② 1株当たり配当額 15円
 - ③ 基準日 2025年3月31日
 - ④ 効力発生日 2025年6月30日
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2026年6月25日開催の第71回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。
 - ① 配当金の総額 233,154千円
 - ② 配当の原資 利益剰余金
 - ③ 1株当たり配当額 30円
 - ④ 基準日 2026年3月31日
 - ⑤ 効力発生日 2026年6月26日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。また、長期借入金は、固定金利で調達しているため、金利変動のリスクを負っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 * 1	時 価 * 1	差 額
長 期 借 入 金 * 2	(364,823)	(359,682)	△5,140

* 1 負債に計上されているものについては、()で示しております。

* 2 1年以内返済予定長期借入金は、長期借入金に含めております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。
- (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	359,682	－	359,682

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金の時価は、借入契約毎に元利金の合計額と、国債等の適切な指標に契約期間、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
- (1) 財又はサービスの種類別の内訳

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ゴンドラ・ 舞台	海洋関連	計		
設計・製造販売・据付	1,103,560	－	1,103,560	13,329	1,116,889
保守・修理	2,705,222	2,750,586	5,455,808	－	5,455,808
仮設ゴンドラレンタル	477,238	－	477,238	－	477,238
顧客との契約から生じる収益	4,286,021	2,750,586	7,036,607	13,329	7,049,936
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	4,286,021	2,750,586	7,036,607	13,329	7,049,936

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、産業機械の製造販売及びビル管理事業等を含んでおります。

(2) 収益認識の時期別の内訳

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ゴンドラ・ 舞台	海洋関連	計		
一時点で移転される財又は サービス	2,583,356	2,750,586	5,333,942	－	5,333,942
一定期間にわたり移転され る財又はサービス	1,702,664	－	1,702,664	13,329	1,715,993
顧客との契約から生じる収益	4,286,021	2,750,586	7,036,607	13,329	7,049,936
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	4,286,021	2,750,586	7,036,607	13,329	7,049,936

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、産業機械の製造販売及びビル管理事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 2. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,422,861
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,321,880
契約資産（期首残高）	858,823
契約資産（期末残高）	522,540
契約負債（期首残高）	34,448
契約負債（期末残高）	50,860

契約資産は、主に Gondola・舞台セグメントにおける設備の設計、製造販売及び据付に関する顧客との契約について、当連結会計年度末時点で完了しているがまだ請求していない作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事請負契約に関する対価は、顧客との契約に則った請求を行い、期日に対価を受領しております。

契約負債は、主に一定期間にわたり収益を認識する顧客との契約に基づき、顧客から受け取った前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩しております。なお、契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、34,448千円であります。また、契約資産の増減は、主に Gondola・舞台セグメントにおける対価に関するものであります。契約負債の増加は、主に Gondola・舞台セグメントにおける前受金の増加によるものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（例えば、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において2,008,233千円であります。当該履行義務は、Gondola・舞台セグメントにおける設備の設計、製造販売及び据付に関するものであり、期末日後1年以内に約32%、1年超2年以内に約35%、2年超4年以内に約33%が収益として認識されると見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	685円79銭
1 株当たり当期純利益	98円96銭

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,795,570	流動負債	1,323,229
現金及び預金	794,395	買掛金	214,290
電子記録債権	262,877	短期借入金	80,000
売掛金	2,015,046	未払金	220,247
契約資産	499,404	未払費用	67,615
仕掛品	137,433	未払法人税等	215,606
原材料及び貯蔵品	25,163	未払消費税等	185,458
前払費用	29,983	契約負債	50,860
その他の	31,826	預り金	60,647
貸倒引当金	△560	賞与引当金	124,692
固定資産	3,348,311	役員賞与引当金	17,500
有形固定資産	2,772,019	工事損失引当金	86,311
建物	207,846	固定負債	717,170
構築物	136,321	長期借入金	350,000
機械装置	63,185	長期未払金	30,142
工具、器具及び備品	16,132	退職給付引当金	337,027
土地	1,837,872	負債合計	2,040,399
建設仮勘定	510,661	(純資産の部)	
その他の	0	株主資本	5,103,483
無形固定資産	36,618	資本金	890,437
借地権	29,780	資本剰余金	104,015
ソフトウェア	6,838	資本準備金	104,015
投資その他の資産	539,673	利益剰余金	4,527,630
長期貸付金	100,219	利益準備金	118,593
長期未収入金	30,215	その他利益剰余金	4,409,036
保険積立金	255,504	繰越利益剰余金	4,409,036
差入保証金	100,920	自己株式	△418,600
繰延税金資産	105,261	純資産合計	5,103,483
その他の	1,604	負債・純資産合計	7,143,882
貸倒引当金	△54,053		
資産合計	7,143,882		

(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		6,663,522
売 上 原 価		4,739,744
売 上 総 利 益		1,923,778
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		906,157
営 業 利 益		1,017,621
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	573	
固 定 資 産 賃 貸 料	20,484	
そ の 他	9,257	30,314
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,676	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	14,852	
そ の 他	1,778	22,308
経 常 利 益		1,025,627
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	9,570	9,570
税 引 前 当 期 純 利 益		1,016,057
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	250,951	
法 人 税 等 調 整 額	6,689	257,640
当 期 純 利 益		758,416

(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2025年4月1日残高	890,437	104,015	104,015	118,593	3,767,197	3,885,791	△418,589	4,461,654
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△116,577	△116,577		△116,577
当期純利益					758,416	758,416		758,416
自己株式の取得							△10	△10
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	641,839	641,839	△10	641,828
2026年3月31日残高	890,437	104,015	104,015	118,593	4,409,036	4,527,630	△418,600	5,103,483

	純 資 産 合 計
2025年4月1日残高	4,461,654
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△116,577
当期純利益	758,416
自己株式の取得	△10
事業年度中の変動額合計	641,828
2026年3月31日残高	5,103,483

(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

仕掛品	個別法
原材料及び貯蔵品	主として移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	19～42年
構築物	15～45年
機械装置	9～10年
工具、器具及び備品	6～15年

(2) 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち支給対象期間に基づく当事業年度対応分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 工事損失引当金

工事契約の損失に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額（中小企業退職金共済制度からの負担額を除く）を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主たる事業内容として、ゴンドラ・舞台として窓拭き用ゴンドラ他類似製品・舞台装置の設計、製造販売、据付及び納入製品の保守修理並びに仮設ゴンドラのレンタルを、海洋関連として船舶修理、これに伴う船員宿泊施設の運営並びに魚礁・浮体式灯標等の製作を行っております。また、その他の事業内容としては、産業機械の製造販売等を行っております。

(1) ゴンドラ・舞台

窓拭き用ゴンドラ他類似製品・舞台装置の設計、製造販売及び据付は、契約ごとに仕様が異なる個別受注生産を行っており、契約における義務の履行が完了した部分について別の用途に転用できない資産が生じ、かつ対価を受ける権利を有していると判断しております。履行義務は製造の進捗に伴って充足されるため、見積総原価に対して実際に発生した原価の割合（インプット法）で算出した進捗率に応じて収益を計上しております。

設備保守点検業務は、設備ごとに契約を締結しており、点検を実施する度に顧客は便益を受けることから、設備保守点検が実施されるごとに一時点で充足されるものとして収益を計上しております。

設備修理業務は、当社が納入した設備に対する保守を目的とした修理工事であり、契約における義務の履行に伴い顧客が当該資産を支配すると判断しております。履行義務は修理工事の進捗に伴って充足されるため、見積総原価に対して実際に発生した原価の割合（インプット法）で算出した進捗率に応じて収益を計上しております。ただし、工事開始日から、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が、ごく短い修理工事は、完全に履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

ゴンドラ仮設業務は、ビル建設やリニューアル工事等の作業現場で仮設ゴンドラ設備の提供を行っており、契約における義務の履行につれて顧客は便益を受けると判断しております。この履行義務は進捗に伴って充足されるものであり、当該契約期間に応じて収益を計上しております。

いずれも取引の対価は、主として履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 海洋関連

船舶修理業務は、顧客が保有する船舶に対する修理であり、契約における義務の履行に伴い顧客が当該資産を支配すると判断しております。履行義務は船舶修理の進捗に伴って充足されるものであり、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は見積総原価に対して実際に発生した原価の割合（インプット法）で算出した進捗率に応じて収益を計上しております。ただし、取引開始日から、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が、ごく短い船舶修理業務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

取引の対価は、主として履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

表示方法の変更に関する注記

損益計算書関係

前事業年度において区分掲記して表示しておりました「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」（当事業年度2,721千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、工事契約における損失の見積りであります。

工事損失引当金 86,311千円

工事損失引当金は、当事業年度末における未完成工事契約に対し、契約毎に受注残高と工事完成までの見積総原価を基に算定した損失見込額により認識しております。見積総原価は、材料費や作業工程で見込まれる費用の積算を基に算定しており、状況の変化を適切に反映させるため、継続的に見直しを行っております。また、当該見積りには、契約金額が多額となる案件や新たな設計、契約途中での仕様変更等による不確実性を伴う契約が含まれており、翌事業年度の計算書類において、実際に発生した費用が見積りと異なることとなる場合には工事損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	109,393千円
土地	1,674,458千円
計	1,783,852千円

担保に係る債務

長期借入金	250,000千円
計	250,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,496,206千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	30,788千円
長期金銭債権	130,435千円
短期金銭債務	26,565千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 991千円

仕入高 299,576千円

その他 985千円

営業取引以外の取引による取引高 22,452千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株数

普通株式 1,215千株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産 718千円

減損損失 34,543千円

貸倒引当金 17,203千円

賞与引当金 44,790千円

工事損失引当金 27,187千円

退職給付引当金 106,163千円

未払金 210千円

長期未払金 9,494千円

その他 43,265千円

繰延税金資産 小計 283,577千円

評価性引当額 △178,316千円

繰延税金資産 合計 105,261千円

繰延税金資産の純額 105,261千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、電子計算機及びその周辺機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株) サンセイ エンタープライズ	所有 直接 100%	宿泊施設の運 営他 役員の兼任	不動産の賃貸 (注1)	16,800	-	-
	サンセイゴンドラ レンタリース(株)	所有 直接 100%	役員の兼任	貸付金の回収 (注2)	3,743	長期貸付金	23,219
				受取利息額 (注2)	252		
	サンセイゴンドラ(株)	所有 直接 100%	倉庫・事務所 の賃貸 役員の兼任	不動産の賃貸 (注1)	3,600	長期未収入金 (注4)	30,215
				貸付金の回収 (注3)	6,000	流動資産 (その他) (注4) 長期貸付金 (注4)	28,340 77,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 不動産等の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上賃貸料金額を決定しております。
- (注2) 子会社の資金繰りの状態によって、貸付金の元本の返済を受けております。また、貸付金金利は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注3) 子会社の資金繰りの状態によって、貸付金の元本の返済を受けております。また、子会社の財務状況を勘案し、無利息としております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注4) サンセイゴンドラ(株)への貸倒懸念債権(上表以外の債権を含む)に対して54,053千円の貸倒引当金を計上しております。
- なお、当事業年度において、2,721千円の貸倒引当金を戻入しております。

収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	656円67銭
1株当たり当期純利益	97円59銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

サンセイ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高崎 充弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 信之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンセイ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンセイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

サンセイ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高崎 充弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 信之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンセイ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

サンセイ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外） 下 茂 稔 郁 ㊟

常 勤 監 査 役 河 村 俊 幸 ㊟

監 査 役（社外） 太 田 晶 久 ㊟

株主総会参考書類

議案および参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

第71期の期末配当につきましては、当期業績が当初計画を上回り、配当性向ならびに今後の事業展開に備えるための内部留保の充実を勘案してもなお十分な剰余金が見込まれることから、期末配当として普通配当に加え特別配当を実施することといたしました。

つきましては、当期の剰余金の処分につき、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金30円（普通配当15円、特別配当15円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、233,154,300円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日といたしたいと存じます。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、そのうち1名は任期満了により退任いたします。つきましては、新任の候補者1名を加え、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ふりがな 小嶋 敦 (1958年10月3日生)	1988年10月 当社入社 1991年11月 当社取締役 1993年6月 当社常務取締役 1994年6月 当社取締役副社長 1996年4月 当社代表取締役社長（現任）	880,500株
2	にしむら 西村 直樹 (1968年8月16日生)	1994年3月 当社入社 2016年4月 当社総務グループ部長（現任） 2020年6月 当社執行役員、管理本部長（現任） 2022年6月 当社取締役（現任）	17,800株
3	新任 よしだ 吉田 久仁茂 (1965年10月8日生)	1986年4月 当社入社 2016年4月 当社企画開発グループ部長（現任） 2022年6月 当社執行役員（現任）	4,400株
4	びとう 美藤 直人 (1968年8月6日生)	1992年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1995年3月 公認会計士登録 2005年10月 金融庁に一般職の任期付職員として勤務 2007年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）に復職 2011年10月 美藤直人公認会計士事務所開設同代表 2011年12月 税理士登録 美藤直人公認会計士・税理士事務所代表（現任） 2015年6月 当社社外取締役（現任） 2018年1月 監査法人ラットランド社員（現任） 2019年7月 (株)コンステックホールディングス監査役（現任）	－株
5	みやけ 三宅 有 (1961年11月22日生)	1985年4月 (株)但馬銀行入行 1992年5月 谷井一公認会計士事務所入所 1999年9月 三宅有税理士事務所開設同代表（現任） 2022年6月 当社社外取締役（現任）	－株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 美藤直人氏および三宅有氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 美藤直人氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士および税理士としての豊富な経験と専門的な知識を有しており、主に財務全般の観点から有益な助言をいただけるものと期待したためであります。上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 美藤直人氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって11年となります。
5. 当社は、美藤直人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、美藤直人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 三宅有氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は税理士としての豊富な経験と専門的な知識を有しており、主に財務全般の観点から有益な助言をいただけるものと期待したためであります。上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
8. 三宅有氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
9. 当社は、三宅有氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
10. 当社は、三宅有氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
11. 小嶋敦氏、西村直樹氏および吉田久仁茂氏を取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。
- ① 小嶋敦氏は、1996年4月から当社の代表取締役社長を務め、経営者として豊富な知識と経験を有しており、当社グループ全社に対するリーダーシップを発揮し、グループの成長戦略実現に向けて取り組んでおります。このような実績から、引続き経営の指揮をとっていくことが当社として最適であると判断したため、取締役候補者といいたしました。
- ② 西村直樹氏は、当社入社以来、営業部門を経て長年総務部門に携わり、現在取締役執行役員管理本部長として当社全般、主として総務人事部門および財務部門ならびに経営者として豊富な知識と経験を有しております。このような実績から、取締役として適任と判断したため、引続き取締役候補者といいたしました。
- ③ 吉田久仁茂氏は、当社入社以来、長年企画開発、設計部門に携わり、現在執行役員として企画開発を担当しており、技術者として豊富な知識と経験を有しております。このような実績から、取締役として適任と判断したため、新たに取締役候補者といいたしました。
12. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、2026年10月5日に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。なお、当該保険契約の概要は、事業報告の「2. 会社の現況（2）会社員の状況③役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 下茂稔郁氏および太田晶久氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。つきましては、新任の候補者である監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	新任 たえなか しげき 妙中 茂樹 (1961年9月10日生)	1985年8月 青山監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人) 大阪事務所入所 1989年10月 妙中幹男公認会計士事務所入所 1995年6月 西本産業(株)(現 キヤノンメドテックサプライ(株)) 社外監査役 2006年1月 妙中茂樹公認会計士事務所所長(現任) 2009年6月 日本システム技術(株) 社外監査役 2018年1月 (株)電響社(現 (株)デンキョーグループホールディングス) 社外監査役(現任) 2019年6月 ダイビル(株) 社外監査役 2022年1月 税理士法人たえなか代表社員(現任) 2023年12月 (株)TKC 社外監査役(現任)	一株
2	新任 もがみ じろう 最上 次郎 (1978年8月2日生)	1997年11月 弁護士法人奔流入所 2011年2月 山下・川添総合法律事務所入所 2013年7月 弁護士法人カノン法律事務所入所(現任) 2014年6月 日本システム技術(株) 社外監査役 2024年6月 日本システム技術(株) 社外取締役監査等委員(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 妙中茂樹氏および最上次郎氏は社外監査役の候補者であります。
3. 妙中茂樹氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士および税理士の資格を持ち、財務全般に関する監視および長年の経験による有効な助言を期待したためであります。上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 最上次郎氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的見地から、財務全般に関する監視および長年の経験による有効な助言を期待したためであります。上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 妙中茂樹氏および最上次郎氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、各候補者が監査役に選任され就任した場合には、各候補者は当保険契約の被保険者となります。また、2026年10月5日に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。なお、当該保険契約の概要は、事業報告の「2. 会社の現況(2) 会社役員の状態③役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件

当社は、2023年6月29日開催の第68回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）を継続導入しております。現プランは、本定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となることから、当社では、企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、当社は2026年5月29日開催の取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続することを決定いたしました。（以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）」を「本プラン」といいます。）本議案は、本プランの継続について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

決議に先立ち、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見を表明しております。

本プランにおいて、現プランから見直しを行った主な内容は以下の通りです。

- ①対象となる大規模買付行為の定義の見直しを行いました。
- ②その他、本プランがよりわかりやすいものとなるよう、一部の語句、表現等の変更を行いました。

本プランの内容は次のとおりであります。

記

（本プランの具体的内容）

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組みについて

当社は1956年の創業以来、ビル用ゴンドラと舞台装置のパイオニアとして多彩な社会ニーズにお応えするため、安全性、高機能、使いやすさに焦点を当てた製品づくりで、より快適な社会の実現を目指しております。それには常に顧客の満足度を志向し、品質向上の継続的改善に努め、積極的に新技術に挑戦することを図っております。

当社グループは、当社および連結子会社3社、(株)サンセイエンタープライズ、サンセイゴンドラレンタルリース(株)、サンセイゴンドラ(株)で構成されております。

当社グループは、ゴンドラ・舞台部門として窓拭き用ゴンドラ他類似製品、舞台装置の設計、製造販売、据付、仮設ゴンドラのレンタル等を、海洋関連部門として船舶修理等を主たる事業内容とし、その他関連の産業機械の製造販売等、各種事業を展開しております。

ゴンドラ・舞台部門

- ・ゴンドラについては、中高層ビルの窓を清掃する時に使うワッシングゴンドラの大手メーカーであり、業界トップレベルの技術力と豊富な納入実績を誇ります。

ゴンドラには、有人型ゴンドラその他、各種自動ゴンドラ、クレーン機能付ゴンドラ、特殊型ゴンドラ等、あらゆるニーズにお応えできるよう製品ラインナップは多彩を極めております。

一方で、ゴンドラは屋外という、最も過酷な条件にさらされているため、ゴンドラをいつでも安全な状態でご使用いただくため、納入時から長期的な視野に立ってメンテナンスプランを立案し、徹底したメンテナンスサービスで安全を維持しております。

- ・舞台装置については、当社の提供する利用形態を拘束しないフレキシブルな舞台機構システムは、瞬時性と意外性を備え、空間容積の変更をも可能にし、このダイナミズムが単に多目的と言うのではなく、文化、スポーツ、ビジネス空間として、利用価値の高い新しい空間を創造しております。

- ・レンタル用仮設ゴンドラは、高層ビルの建設工事現場や既存ビルのリフォーム工事の他、ゴンドラ設備のないビル、工業プラント、備蓄タンクや橋梁等あらゆる高所作業現場で活躍し、作業の効率化安全確保、経済的な施工に大きく役立っております。

レンタル用仮設ゴンドラについては、徹底した点検、整備を行い、安全サービス面においても万全を期しております。

海洋関連部門

- ・船舶修理については、海上保安庁等の官公庁船の定期・中間検査および修理物件等で実績をあげております。

- ・船舶修理以外については、魚礁を手掛けており、従来の鋼製魚礁に加えて、国内では初めての藻や貝が付着しやすく魚が住み着きやすい間伐材と廃棄ガラス瓶をリサイクルとして使用した「ハ

「イブリッド型間伐材魚礁」を開発し、獲る漁業から育てる漁業の一翼を担い、また、良き海の環境と漁業資源を守り続ける人工魚礁はますます重要なものとなってきております。

また、設計・製造から販売・メンテナンスに至るまで、国際規格に合致した高い品質管理システムを実現するために、ゴンドラ・舞台装置メーカーとして2000年11月から「ISO9001」の認証を取得・更新し、品質マネジメントの向上を図っております。

上述した創業以来の取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉になっていると考えておりますが、より一層の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指し、引続き以下の取組みを進めてまいります。

(1)中長期的な会社の経営戦略

当社は受注競争力の強化、設計および製造の強化を経営改革の課題とし品質に関する中期経営計画において品質重視の展開指針を次のとおり定めております。

①常に顧客の満足度を志向する。

1. 顧客要求のフィードバック体制の維持・拡大 2. 製品ラインナップの見直し

②品質向上の継続的改善に努める。

1. 安全性の絶対確保 2. 不適合・苦情の撲滅 3. コストダウンの推進

③積極的に新技術に挑戦する。

1. 社外で開発される新技術の情報収集体制の構築 2. 新製品・新機構の開発

(2)会社の対処すべき課題の取組み

当社グループが対処すべき当面の課題としては、①設備の更新、②人材の確保および育成、③子会社への財務支援、④災害等発生時の体制作りであります。

①安全性および稼働継続性を優先した設備の更新を実施いたします。

②新卒および中途採用の両面から積極的な人材確保に努め、人材の育成に注力します。

③子会社への財務支援を行い、グループ全体としての経営効率化を図ります。

④危機管理マニュアルの更新、BCPの策定により、災害等発生時における事業活動の継続が可能な体制づくりに注力します。

(3)コーポレート・ガバナンスの強化、企業の社会的責任への取組み

当社はコンプライアンスの精神を重んじて、誠実に会社情報の適時開示に努めることにより広く社会に信頼される企業を目指しております。

コーポレート・ガバナンスにつきましては当社の業種業態、規模などを勘案して委員会制度より

も監査役制度での監査強化を図ることとしております。

また、執行役員制度により経営戦略機能と業務執行機能を明確に分離するとともに、経営の意思決定と業務執行において、迅速性、効率性、適法性および透明性の高い経営を目指し、取締役、執行役員、監査役および全ての社員がコンプライアンスを最重要項目に位置づけ、それぞれの職務を行うことをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

なお、当社は、2022年年6月29日開催の第67回定時株主総会において、社外取締役1名を追加選任し、取締役5名のうち2名が社外取締役である体制といたしました。当社は、引続きコーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題と認識し、さらなる強化により、経営の効率性を高め、株主の皆様にとっての企業価値の向上を図ってまいります。

また、当社は社会の一員として健全な事業活動を通じて、社会との調和を図りながらステークホルダーの期待に応え、積極的に企業の社会的責任を果たしてまいります。

3. 本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものであります。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の太田晶久氏、児玉実史氏、山田勝彦氏が引続き就任する予定です。

また、2026年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1)本プランに係る手続き

①対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)、(ii)または(iii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとしていたします。

(i)当社が発行者である株式等^{*1}について、保有者^{*2}の株式等保有割合^{*3}が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等^{*4}について、公開買付け^{*5}に係る株式等の株式等所有割合^{*6}およびその特別関係者^{*7}の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(iii)上記(i)または(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係^{*8}を樹立する行為^{*9}（但し、当社が発行者である株式につき当該特定の株主と当該他の株主の株式保有割合または株式所有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i)買付者等の概要

(イ)氏名または名称および住所または所在地

(ロ)代表者の役職および氏名

(ハ)会社等の目的および事業の内容

(ニ)大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ)国内連絡先

(ヘ)設立準拠法

(ii)買付者等が現に保有する当社の株式等の数、および意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii)買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等^{*10}その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価、検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日^{*11}（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価、検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

- (i)買付者等およびそのグループ（共同保有者^{*12}、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名前および職歴等を含みます。）
- (ii)大規模買付行為の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類および金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (iii)大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

- (iv)大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- (v)大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi)買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii)買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii)大規模買付行為の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix)大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、その概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主および投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切に開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

当社取締役会および独立委員会が、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会は、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- (i)対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
- (ii)その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会の評価検討のために不十分であると取締役会および独立委員会が合理的に認める場合に限り延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主および投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価、検討し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものいたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主および投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件、方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主および投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものいたします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものいたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i)買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告いたします。

(ii)買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告いたします。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、別紙4に掲げるいずれか

の類型に該当し、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとしたします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、情報を開示いたします。

⑦対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)買付者等が大規模買付行為を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でない認められる状況に至った場合には、対抗措置の停止を行うものとしたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報を開示いたします。

⑧大規模買付行為の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、大規模買付行為の提案以降、上記

⑥に記載の当社取締役会の決議を開示するまでは、大規模買付行為を開始することはできないもの
といたします。

(2)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことといたします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりと
いたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のと
おり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社
取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止
し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについ
て設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本
新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては
当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものと
いたします。

(3)本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2029年6月開催予
定の定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止
の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものと
いたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃
止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の
変更またはこれらの解釈、運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と
判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合が
あります。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与え
るような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をい
ただくことといたします。

当社は、本プランが廃止または本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与える
ような変更を行った場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容、そ
の他当社取締役会が適切と認める事項について、情報を開示いたします。

5. 本プランの合理性

(1)買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、経済産業省・企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」、および経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえております。

(2)当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記3. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであります。

(3)株主意思を重視するものであること

本プランは、上記4. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた場合におきましても、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、当社の社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員3名により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(5)合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6)デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役（任期2年）で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主および投資家の皆様への影響

(1)本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の4. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2)本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4. (1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の停止を決定した場合には、当社株式

の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3)本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した本新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社により本新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込等の手続きは不要となります。

以上の他、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

※1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。
なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

※2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

※3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

※4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

※5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

- ※6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- ※7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- ※8 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- ※9 本文の(ⅲ)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重して行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(ⅲ)の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- ※10 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- ※11 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。
- ※12 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役、(3)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1)本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
 - (2)本プランに係る対抗措置の中止または発動の停止
 - (3)本プランの廃止および変更
 - (4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

独立委員会委員候補者の略歴（五十音順）

太田 晶久（おおた あきひさ）

- 2001年 10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
- 2005年 4月 公認会計士登録
- 2007年 1月 開成公認会計士共同事務所参画
- 2007年 2月 税理士登録
- 2010年 6月 当社社外監査役（現在に至る）
- 2010年 10月 太田晶久公認会計士事務所（現太田晶久公認会計士・税理士事務所）開設同代表（現在に至る）
- 2015年 6月 ノーリツ鋼機株式会社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）
- 2022年 7月 監査法人つむぐ社員（現在に至る）

※同氏は本定時株主総会終結の時をもって当社社外監査役を退任する予定であります。

児玉 実史（こだま まさふみ）

- 1993年 4月 弁護士登録、北浜法律事務所入所
- 1999年 2月 ニューヨーク州弁護士登録
- 2002年 10月 弁護士法人北浜法律事務所社員
- 2007年 1月 弁護士法人北浜法律事務所代表社員（現在に至る）
- 2015年 6月 日本製麻株式会社社外取締役（監査等委員）

山田 勝彦（やまだ かつひこ）

- 1968年 4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
- 1993年 11月 同行松原支店長
- 2002年 5月 日本テクニカルサービス株式会社代表取締役社長
- 2007年 12月 大阪信用金庫シニアアドバイザー

上記の三氏と当社との間に、特別の利害関係等はありません。

以 上

当社の大株主の株式保有状況（2026年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 30,000,000株
2. 発行済株式の総数 8,987,700株
3. 株主数 3,251名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
(株) 光通信	1,518千株	19.54%
小嶋敦	880	11.33
光通信(株)	439	5.65
和田秀樹	338	4.35
サンセイ従業員持株会	173	2.23
石井秀明	172	2.22
小嶋悦子	170	2.19
西村宗一郎	150	1.93
櫻井敏夫	115	1.48
佐藤光昭	110	1.42

(注) 持株比率は自己株式数（1,215,890株）を控除して計算しております。

以上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期および方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者^{*13}、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者^{*14}、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者^{*15}（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこととします。

本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

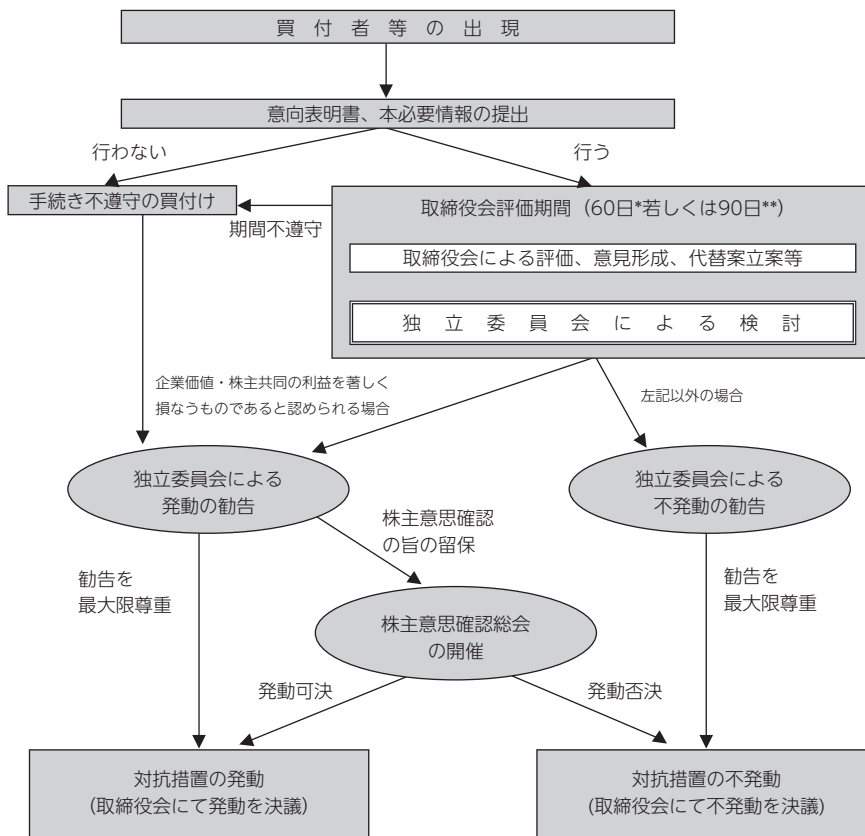
^{*13} 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

^{*14} 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとし、以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第2項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

^{*15} ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以上

本プランの手続きに関するフロー図



* 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合

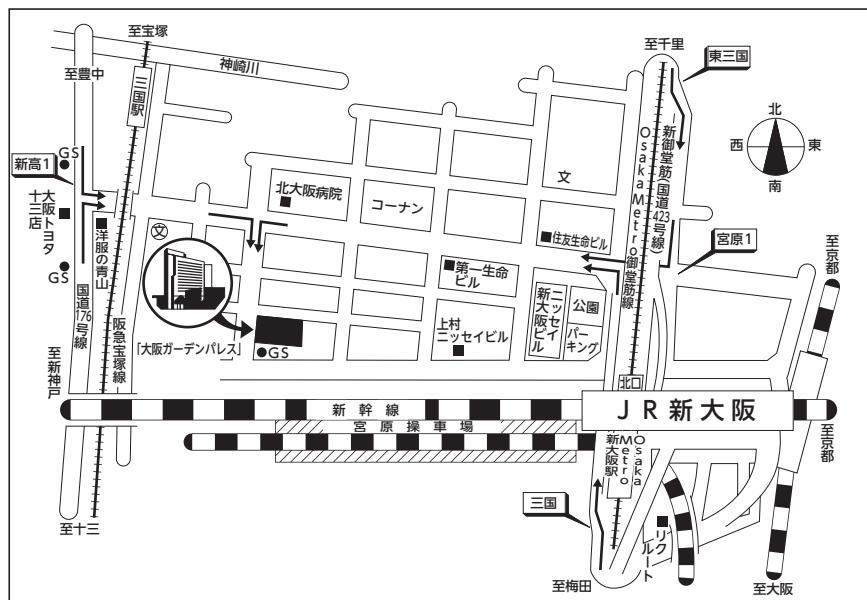
** その他の大規模買付行為の場合

このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。
具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以上

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市淀川区西宮原一丁目3番35号
大阪ガーデンパレス2階 桐の間
TEL 06-6396-6211



<交通のご案内>

- 電車 ◇Osaka Metro御堂筋線「新大阪駅」④出口より徒歩10分
- ◇J R 「新大阪駅」北口より徒歩15分
- ◇新大阪駅より大阪ガーデンパレスのシャトルバスをご利用いただけます。詳しくは大阪ガーデンパレスのホームページ (<https://www.hotelgp-osaka.com>)をご参照ください。
- お車 ◇新御堂筋 (国道423号線) をご利用の場合
梅田方面からは標識「三国」を出て信号を左折、千里方面からは「東三国」を出て直進、新大阪駅手前【宮原1】交差点を右折、約800m直進4つ目の信号を左折すぐ。
- ◇国道176号線をご利用の場合
【新高1】交差点を新大阪駅方面に約600m東進、4つ目の信号を右折すぐ。